

令和3年度経営体育成総合支援事業のうち、長期研修支援事業の
実施に関するガイドライン

1 漁ろう技術習得研修の指導者について

漁ろう技術習得研修の指導者については、漁業士、漁ろう長又は漁ろう長と同等以上の漁業に関する技術や知識を有する者とする。

2 研修期間等について

(1) 漁ろう技術習得研修の研修期間について

研修期間は事務取扱要領4「研修期間」に定めるとおりとする。ただし、病気などのやむを得ない理由により研修を休止していた期間については、これを含めない。

(2) 雇用型研修と独立型研修の併用について

研修を行う地域において、独立・自営漁業者が、年間の就業形態として一定期間雇用型の漁業に従事することにより収入を得ることが一般的である場合は、雇用型研修と独立型研修の併用を認める。

ただし、研修期間は雇用型、独立型合計で最長3年とし、雇用型の研修期間はうち1年を超えてはならず、また、雇用型研修と独立型研修を同時期に行うことはできない。

なお、雇用型研修と独立型研修を併用する場合、雇用型研修の期間を満限まで利用したことにより独立型研修実施期間との間に研修を受講できない期間が生じる場合に限って、研修生が雇用型研修を実施した2次受入機関において漁業に従事することを認め、6の(2)の①及び②を適用しないこととする。

3 独立型研修について

(1) 独立型研修の定義

独立・自営とは常勤の雇用契約によって雇用されず、自らの漁獲物を自ら販売して収入を得ることにより漁業経営を行うことであり、独立型研修とは、研修終了後、独立・自営を目指す者への指導をいう。

(2) 独立型研修実施の条件

独立型研修を実施する場合、受入機関及び研修生は下記①から④に該当していることを条件とし、これらに不備や虚偽があった場合は、事実が判明してから1年間は、該当する1次受入機関を本事業の受入機関として新たに認定しない。

① 1次受入機関

ア 研修生が独立・自営就業が可能な漁業種類の研修を指導できる者を2次受入機関として選定していること。

イ 研修生が独立・自営就業するにあたり、必要となる漁業に関する許可や漁業権等が取得できることを確認した上で、研修生を受け入れていること。

ウ 研修生が独立した際に、自らの組織の一員として受け入れることが可能な機関であること。

エ 研修生に上記イ及びウを明確に伝えていること。

② 2次受入機関

ア 長期研修終了後、研修生の独立・自営就業が可能な漁業種類を営む機関であること。

③ 1次・2次受入機関共通

ア 研修生の独立・自営就業を目指す意思を十分に確認していること。

イ 研修生が事務取扱要領別紙様式1-③「独立・自営就業後の計画書」を作成する際に、可能な範囲で協力していること。

ウ 研修終了後も研修生の独立・自営就業に関するフォローアップ等が行える機関であること。

④ 独立型研修生

ア 長期研修終了後、独立して漁業を営むか、引き続き地方公共団体等において実施する就業支援制度等を利用し、独立に向けた技術の習得を行い、支援終了後独立・自営就業する者であること。

イ 事務取扱要領別紙様式1-③「独立・自営就業後の計画書」を作成し、公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金（以下「担い手育成基金」という。）の認定を受けた者であること。

(3) 実践型研修実施の条件

円滑な自立・定着に向けて研修生自らが水揚げ目標等を定めた計画を実践する「実践型研修」を実施する場合、受入機関と研修生の間で実施について合意があることに加えて、下記①及び②に該当していることを条件とする。

① 1次及び2次受入機関共通

ア 研修生が事務取扱要領別紙様式1-④「実践型研修計画書 兼 実施申請書」を作成する際に、可能な範囲で協力していること。

イ 実践型研修の期間中、研修生の水揚げ状況を定期的に確認し、計画の達成に必要な指導・助言を行える機関であること。

② 研修生

ア 漁船・漁具や資格の取得等、実践型研修の実施に必要な体制を整えていること。

イ 研修期間中は計画の実践に専ら従事すること。

4 陸上研修について

事務取扱要領4「研修期間」の(2)の①及び②のアの(イ)において規定している「陸上研修」とは、研修で使用する漁船や漁ろう機器の整備、漁具の補修・制作、その他漁業生産において欠かすことができない陸上作業に係る研修とする。

5 研修生の受け入れ人数について

2次受入機関が複数の研修生を受け入れる場合、1受入機関当たりの研修生数の上限は設けないが、漁ろう技術習得研修指導員費は1受入機関当たり1名分を上限とする。

研修生が複数の船舶に配乗され、異なる指導者が研修生の指導を行う場合であって、かつ担い手育成基金が認めた場合に限り、2名分の漁ろう技術習得研修指導員費を限度として助成する。

ただし、養殖業や、船団で操業するが乗組員の総数が5名以下である漁船漁業については1名分を限度とする。

なお、2次受入機関の経営体名が異なっても、漁業に関する免許・許可等が同一の者の場合は、同一の受入機関とみなす。

6 助成対象としない受入機関及び研修生について

受入機関及び研修生が以下の事項に該当する場合には、助成対象としない。

(1) 2次受入機関

- ① 研修生との関係が3親等以内の親族が経営する機関。
- ② 長期研修のみを目的としている機関（研修生を継続就業させる意思が認められない機関）。
- ③ 研修生を採用する前に、4ヶ月以上の従業員としての雇用実績が無い機関（雇用型研修を実施しようとする機関で、常時20名以上を雇用する経営体に限る）。
- ④ 雇用型研修を実施しようとする機関の場合、本事業等において、過去5年間に3名以上の研修生を受け入れたものの現在の漁業からの離職率が50%以上の機関、または過去5年間に研修生を受け入れ、1名以上の離職が生じている機関のうち、事務取扱要領別紙1別添「2次受入機関の審査票－①」2の(5)の改善計画の内容が不十分と判断された機関。
- ⑤ 独立型研修を実施しようとする機関の場合、本事業等において、過去5年間に3名以上の研修生を受け入れたものの現在の漁業からの離職率が70%以上の機関、または過去5年間に研修生を受け入れ、1名以上の離職が生じている機関のうち、事務取扱要領別紙1別添「2次受入機関の審査票－①」2の(5)の改善計画の内容が不十分と判断された機関。
- ⑥ 過去1年間に漁業に関する法令の違反に係る刑事又は行政処分を受けた機関。若しくは研修中に漁業に関する法令の違反に係る刑事又は行政処分を受け当該研修終了後から1年を経過していない機関。
- ⑦ 研修時の安全対策に不備のある機関。
- ⑧ 研修生を新たに受入れようとする機関で、前年度に漁業労働における死亡災害を発生させた機関
- ⑨ 他の補助事業による活動時間内で研修生への指導を行う機関。
- ⑩ 別紙に掲げる暴力団が実質的に経営を支配する機関又はこれに準ずる機関。
- ⑪ 研修の実施や研修後のフォローアップ等について漁業協同組合等の協力が得られない機関。
- ⑫ 研修生を漁業に従事させる場合に、研修生との間で雇用契約（雇用型研修の場合

は、独立型との併用の場合を除き、正規雇用契約)を締結しない機関。

⑬ 研修生を漁業に従事させる場合に、研修生についての労働者災害補償(労災)保険に加入しない機関(労災保険の加入が任意の機関も含む)。

⑭ 事務取扱要領6の(1)に定める「2次受入機関の審査について」に基づき、担い手育成基金により選定されなかった機関。

※ 本項において、独立型研修にあつては「就業」を「独立・自営就業」と読み替える。

(2) 研修生

① これまでに累積1年以上、主として漁業に従事したことがある者。

ただし、漁業経営体で1年以上雇用就業したことがある者が、実践型研修を受講する場合及び実践型研修を実施する前に最長1年間の独立型研修を実施する場合を除く。

また、国又は地方公共団体に係る予算において実施した事業における漁業研修等を受けた期間を除く。

② 過去に、国又は地方公共団体に係る予算において実施した事業(漁業学校等を対象とした事業は除く)による長期研修等を雇用型研修にあつては6ヶ月以上(漁業経営体で1年以上雇用就業したことがある者が実践型研修を受講する場合を除く)、独立型研修にあつては12ヶ月以上受けた者(地方公共団体等による独立型研修を1年以上受講した者が実践型研修を受講する場合を除く)。ただし、雇用型研修を6ヶ月未満受けた者については1年から、独立型研修を12ヶ月未満受けた者については3年から、過去に行った研修期間を除いた月数を新たな研修期間の上限とする。

③ 次世代人材投資(準備型)事業(旧 青年就業準備給付金事業)により資金の交付を受けた者であつて、漁業学校等での研修終了後1年以内に漁業に就業又は漁業現場での長期研修を受講しなかった者(病気や災害等やむを得ない場合を除く)。

④ 長期研修のみを目的としており、明らかに漁業就業継続の意思がない者

⑤ 漁場管理、資源回復の取組を阻害するおそれ(資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など)のある事業への着業を目的にしている者。

⑥ 過去1年間若しくは研修中に漁業に関する法令の違反に係る刑事または行政処分を受けた者。

⑦ 研修時の安全対策に不備のある者。

⑧ 独立・自営就業を目指す者であつて、独立・自営就業後の計画について担い手育成基金の認定を受けていない者。

7 違反行為による補助金の返還

以下のような違反行為が明らかとなった場合、本事業実施のため支出した補助金の一部又は全額の返還を求める。

(1) 前項2から6に違反して助成を受けた場合。

(2) 名義貸しや研修日数の虚偽報告、2次受入機関の審査表への虚偽記載等の補助金受理を目的とした悪質な行為が認められる場合。

(3) 1次受入機関又は2次受入機関が、担い手育成基金が実施する本事業及び履行確

認検査等に協力しない場合。

- (4) 研修期間中、受入機関・漁業者又は研修生が以下の行為を行った場合。
 - ① 研修時の安全対策の不備（指導者又は研修生がライフジャケットを着用せず漁船甲板上で作業を行う等）。
 - ② 受入機関職員・漁業者による研修生への傷害、暴力行為。
 - ③ 受入機関と研修生の間で取り交わした雇用契約の不履行。
- (5) その他悪質と見なされる行為があった場合。

8 その他

- (1) 1次受入機関は、担い手育成基金及び関係する自治体と連携の上、研修生の相談を受ける体制を構築し、研修生に対し、担い手育成基金及び当該自治体の担当者の連絡先を周知すること。
- (2) 研修生を受け入れようとする際には、可能な限り体験漁業や短期研修等を事前に実施し、研修生の漁業及び漁村生活への適性を確認すること。
- (3) 年度を跨いで研修を実施する場合は、予算の範囲内で、新たに開始する研修よりも前年度より実施している研修を優先して実施するものとするが、国の財政状況等により、次年度以降も継続して研修期間、研修時間、漁ろう技術習得研修指導員費等の助成項目及びその額を保障するものではない。
- (4) 指導者及び研修生は漁船甲板での作業中は必ずライフジャケットを着用することとし、受入機関はこれを指導すること。なお、受入機関は漁船の安全航行・安全操業など事故防止対策に努めることを補助金の助成条件とする。
- (5) 研修生たる労働者の労働環境の確保・向上を図るため、労働基準法、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、船員法（昭和22年法律第100号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係法令の遵守を徹底すること。研修生を漁業に従事させる場合は、2次受入機関は研修生との間で、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の規定に基づき、賃金、労働時間等の労働条件について合意の上、そのうち一定のものについては書面によりこれを明示し、研修生に交付しなければならない。
- (6) 暫定任意適用事業所の代わりに漁協が労災保険に加入する場合、2次受入機関は漁協となるが、実際に現場で研修生を指導する機関も本ガイドラインや事務取扱要領で定める2次受入機関としての要件等を満たすこと。

(ガイドライン) 別紙

暴力団が実質的に経営を支配する機関又はこれに準ずる機関

暴力団が実質的に経営を支配する機関又はこれに準ずる機関とは、以下の1から5のいずれかに該当する機関とする。

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 5 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき